

京都市〇〇〇指定管理者選考結果通知書

京都市指令〇〇〇第〇号

(団体名) (代表者名) 様	年 月 日
	京都市長 〇〇 〇〇 印

〇年〇月〇日付け京都市〇〇〇の指定管理者の申請について審査した結果、指定管理者の候補者とする事としたので通知します。

施設の 表示	所在地	
	名称	
担 当 部 局		電話 ー

注 本通知は、指定管理者の選考結果を通知するものであり、指定処分を行うものではありません。したがって、地方自治法第244条の2第6項の規定による市会の議決がある前に、以下のいずれかに該当することとなったとき、または同法同条同項の規定による市会の議決が得られないときは、指定管理者に指定しない旨の処分を行うことがあります。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当したとき。
- (2) 京都市から京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けたとき。
- (3) 法人税、法人市民税及び消費税等の租税又は労働保険料その他の負担金を滞納したとき。
- (4) 会社更生法、民事再生法による更生又は再生手続の申立があったとき。
- (5) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。
- (6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定されたとき。
- (7) 指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関に認定されたとき。
- (8) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者であることが判明したとき。
- (9) 施設の管理業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
- (10) その他指定管理者に指定することが著しく不適当と認められるとき。

京都市〇〇〇指定管理者指定書

京都市指令〇〇〇第〇号

(法人名) (代表者名)	様	年 月 日
		京都市長 〇〇 〇〇 印

地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者に指定します。		
施設の 表示	所在地	
	名称	
指 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
指 定 の 条 件	<p>1 地方自治法、京都市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例、京都市〇〇〇条例その他関係法令を遵守すること。</p> <p>2 指定に係る申請の際に提出された事業計画書及び収支予算書に基づいた管理を行うこと。</p> <p>3 次のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことがある。</p> <p>(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当したとき。</p> <p>(2) 京都市から京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けたとき。</p> <p>(3) 法人税、法人市民税及び消費税等の租税又は労働保険料その他の負担金等を滞納したとき。</p> <p>(4) 会社更生法、民事再生法による更生又は再生手続の申立があったとき。</p> <p>(5) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定されたとき。</p> <p>(7) 指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関に認定されたとき。</p> <p>(8) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者であることが判明したとき。</p> <p>(9) 法令の規定、本件指定の条件又は本市との間で締結する協定書に記載された条件に違反したとき。</p> <p>(10) 法令の規定、本件指定の条件又は本市との間で締結する協定書の規定に基づき本市関係職員が行う報告の聴取、検査若しくは調査の実施を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は虚偽の報告を行ったとき、その他本市関係職員の指示に正当な理由がなく従わなかったとき。</p> <p>(11) 施設の管理業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。</p> <p>(12) その他施設の管理業務を継続し難い事由があると認められるとき。</p> <p>4 本市が、本件施設の供用を休止し、又は廃止するとき並びに業務の範囲又は管理の基準の大幅な変更等により再指定が行われるときは、本件指定の期間内であっても、本件指定を取り消すことがある。</p>	
担 当 部 局	電話 —	

例

京都市〇〇〇の管理に関する協定書

- 1 施設名
- 2 所在地
- 3 指定期間
- 4 委託料 総支払額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 金 円)

上記施設の管理について、京都市を甲とし、(団体名)を乙として上記事項及び次の条項により協定を締結する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、甲乙各自1通を保有する。

年 月 日

甲 住所

京 都 市

代表者

印

乙 住所

(団体名)

代表者

印

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第7条の規定に基づき、甲が乙に行わせる京都市〇〇〇（以下「施設」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務の範囲及び管理の基準)

第2条 乙が行う業務の範囲及び管理の基準については、京都市〇〇条例（以下「施設条例」という。）及び京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（以下「指定手續条例」という。）に定めるもののほか、別紙1の仕様書に定めるところによる。

(管理に要する費用の支払)

第3条 甲は、乙に対して、施設の管理に要する費用を次のとおり支払う。

年度	円（消費税及び地方消費税相当額	円を含む。）
年度	円（消費税及び地方消費税相当額	円を含む。）
年度	円（消費税及び地方消費税相当額	円を含む。）

2 甲は、各会計年度において、当該年度の総額の4分の1ずつを四半期ごとに支払う。

3 前項の規定による支払の時期は、四半期を経過し、かつ、乙の請求があった後とする。

4 甲又は乙は、第1項に定める管理に要する費用の変更が必要となった場合には、相手方に対して書面で申出を行い、変更の要否や変更後の金額について甲乙協議のうえ、変更する。

(事業報告書)

第4条 地方自治法（以下「法」という。）第244条の2第7項の規定により乙が作成し、甲に提出しなければならない事業報告書は、毎年度終了後60日以内（同条第11項の規定により指定管理者の指定を取り消された団体にあつては、その取り消された日の翌日から起算して60日以内）に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 使用料又は利用に係る料金の収入の実績
- (3) 管理に係る経費の収支状況
- (4) 自主事業の実施状況及び収支状況
- (5) その他管理の実態を甲が把握するために必要な事項

(報告義務)

第5条 乙は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、その旨及びその理由を甲に報告しなければならない。

- (1) 施設において、事故又は不祥事が生じたとき。
- (2) 法令の規定、本件指定の条件又はこの協定書に違反したとき。
- (3) 施設又は施設に係る物品が滅失し、又はき損したとき。
- (4) 施設の管理に関し、訴訟が提起されたとき、又は提起されるおそれがあるとき。
- (5) 乙の定款もしくは寄付行為又は登記事項に変更があったとき。
- (6) 金融機関との取引が停止となったとき。
- (7) 施設の管理業務に関して乙が有する債権に対し差押え（仮差押えを含む。）等がなされたとき。

(8) 指定手続条例第3条第2項に基づいて提出した事業計画書その他の書類の重要な部分に変更があったとき。

(9) 京都市暴力団排除条例第9条、第10条第1項又は同条第2項の規定に該当する疑いのあるとき。

(10) その他施設の管理業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

2 前条又は前項に規定するもののほか、乙は、甲から施設の管理業務に関する報告を求められたときは、速やかに甲に報告しなければならない。

(利用者満足度等の把握)

第6条 乙は、甲と協議のうえ、利用者へのアンケート、モニター調査の実施等により、利用者の満足度、苦情等の把握を行い、少なくとも年1回以上、甲に報告しなければならない。また、甲又は乙は、その結果を受けて、甲乙協議のうえで改善に努めなければならない。

(地位の譲渡及び再委託の禁止等)

第7条 乙は、施設の指定管理者の地位及び業務に関して生じた権利又は義務を他人に譲渡してはならない。

2 乙は、業務の執行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、次に掲げる事実行為に限り、第三者に委託することができる。

(1) 施設内の清掃

(2) 施設の浄化槽の清掃及び維持管理

(3) 消防設備及び電気設備の維持管理及び点検

(4) 施設の防犯及び警備

(5) その他甲が必要と認める事項

(損害賠償)

第8条 乙は、次のいずれかに該当するときは、その損害を賠償しなければならない。

(1) 乙が業務を実施するうえで、甲又は第三者に損害を与えたとき。

(2) 乙の責めに帰すべき事由により、指定管理者の指定が取り消された場合において、甲又は第三者に損害を与えたとき。

2 乙の業務の実施に際し、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合において、甲が当該第三者に対して損害の賠償を行ったときは、甲は乙に対して、賠償額の全部又は一部を求償することができる。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、施設の利用者等に係る個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守するとともに、別紙2の個人情報保護に関する協定事項に従って取り扱わなければならない。ただし、乙が、当該協定事項に相当するものであると甲が認める規程を設けているときは、当該規程の定めるところにより取り扱うことができる。

(法令遵守)

第10条 乙は、業務の実施に関して、関係法令を遵守するとともに、公の施設の管理者に求められる社会的責任を果たすために、職員倫理の向上等のコンプライアンスに取り組まなければならない。

(災害発生時の対応)

第11条 乙は、地震、風水害、その他の災害（以下「災害等」という。）が発生したときは、施設及び設備の管理保全に努めるとともに、速やかに被害状況を甲に報告する。

2 乙は、災害等が発生したときは、甲の要請に応じて、施設を避難所、他都市応援職員宿泊施設、物資集配拠点、ボランティア活動拠点、遺体安置所等の災害対策拠点として提供するとともに、甲の災害対応活動に協力しなければならない。

(適正な労働環境の確保)

第12条 乙は、労働関係法令を遵守するとともに、施設の管理業務に従事する労働者の雇用の安定その他適正な労働環境の確保並びに維持及び向上に努めるものとする。

(情報公開)

第13条 乙は、施設の管理の業務に関して保有する情報の公開について、別紙3の情報公開に関する協定事項に従って取り扱わなければならない。ただし、乙が、当該協定事項に相当すると甲が認める規程を設けているときは、当該規程の定めるところにより取り扱うことができる。

(違約金)

第14条 乙は、指定期間の開始前に指定管理者の指定を辞退するとき、又は指定期間の開始後に正当な理由なく施設の管理の業務を廃止、若しくは休止するときは、甲に対し、違約金を支払わなければならない。

2 前項の違約金の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 指定管理者の指定を辞退し、又は施設の管理の業務を廃止したとき 第3条第1項に掲げる額の合計額の○分の○に相当する額

(2) 施設の管理の業務を休止するとき 管理の業務を休止した日数1日につき第3条第1項に掲げる額の合計額の○分の○に相当する額

(議会の議決)

第15条 法第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定に係る議案が議会において可決されたときは、甲は、乙に対して指定書を交付しなければならない。

2 前項の議案が議会において否決されたときは、甲は、乙に対して、不指定処分を行わなければならない。

(本協定の締結)

第16条 この協定は、仮協定とし、甲及び乙は、甲の本件に係る予算の成立をもって、本協定を締結する。

2 前項の本協定は、甲が本件に係る予算の成立を乙に通知したうえ、当該予算の会計年度の開始をもって締結され、この協定書が本協定書となる。

3 第1項に定める条件が成就しなかったときは、甲乙双方共相手方に対し損害賠償等の要求は行わない。

<参考>指定管理期間を会計年度の途中（3月中など）に開始する場合は、予算の成立後ただちに仮協定を本協定とするため、第15条を次のとおり差し替えます。（第16条は削除。これに伴い、以降の17条を16条に、18条を17条に…と1つつ繰り上げる。）

(本協定の締結)

第15条 この協定は、仮協定とし、甲及び乙は、甲の本件に係る予算の成立をもって、本協定を締結する。

2 前項の本協定は、甲が本件に係る予算の成立を乙に通知することにより締結され、この協定書が本協定書となる。

3 第1項に定める条件が成就しなかったときは、甲乙双方共相手方に対し損害賠償等の要求は行わない。

(仮協定の解除)

第17条 甲は、前条の規定にかかわらず、乙が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、指定管理者に指定しない旨の処分を行い、仮協定を解除することができる。この場合においては、乙は甲に対し損害賠償その他一切の要求は行わない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当したとき。
- (2) 京都市から京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けたとき。
- (3) 法人税、法人市民税及び消費税等の租税又は労働保険料その他の負担金を滞納したとき。
- (4) 会社更生法、民事再生法による更生又は再生手続の申立があったとき。
- (5) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。
- (6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定されたとき。
- (7) 指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関に認定されたとき。
- (8) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者であることが判明したとき。
- (9) 施設の管理業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
- (10) その他指定管理者に指定することが著しく不適当と認められるとき。

(乙の事情による指定の取消し)

第18条 指定手続条例第5条第1項の規定による指定管理者の指定後において、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当したとき。
- (2) 京都市から京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けたとき。
- (3) 法人税、法人市民税及び消費税等の租税又は労働保険料その他の負担金等を滞納したとき。
- (4) 会社更生法、民事再生法による更生又は再生手続の申立があったとき。
- (5) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。
- (6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定されたとき。
- (7) 指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関に認定されたとき。
- (8) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者であることが判明したとき。
- (9) 法令の規定、本件指定の条件又は本市との間で締結する協定書に記載された条件に違反したとき。
- (10) 法令の規定、本件指定の条件又は本市との間で締結する協定書の規定に基づき本市関係職員が行う報告の聴取、検査若しくは調査の実施を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は虚偽の報告を行ったとき、その他本市関係職員の指示に正当な理由がなく従わなかったとき。
- (11) 施設の管理業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

(12) その他施設の管理業務を継続し難い事由があると認められるとき。

- 2 前項の場合において、甲が指定を取り消すとき、甲は、協定を解除する。
- 3 甲は、前項の規定により協定を解除したときは、乙に損害賠償の請求を行うことができる。
- 4 乙は、第2項の規定により協定の解除があったときは、甲にその損失の補償を求めることができない。
- 5 甲は、第2項の規定により協定を解除した場合において、既に一部の管理業務の遂行があったときは、その部分に相当する額を支払うことができる。

(甲の事情による指定の取消し等)

第19条 前条第1項各号に掲げる場合のほか、甲は、本件施設の供用を休止し、又は廃止するとき並びに業務の範囲又は管理の基準の大幅な変更等により再指定が行われるときは、指定期間が終了するまでに、指定管理者の指定を取り消すことができる。

- 2 前項の場合において、甲が指定を取り消すときは、甲は、協定を解除することができる。
- 3 前条第5項の規定は、前項の規定により協定を解除した場合について準用する。
- 4 乙は、第2項の規定により甲が協定を解除した場合において、乙が損害を被ったときは、甲に損害賠償の請求を行うことができる。

<参考>施設のあり方検討を行っている場合などにおいて、指定取消しに伴う指定管理者からの損害賠償請求の法的リスクを下げるためには、第19条第4項を以下のように記載することが考えられる。

4 乙は、第2項の規定より・・・行うことができる。ただし、第1項の規定により甲が指定の取消しを行う〇箇月前までに、指定を取り消す旨を甲が乙に通知した場合、乙は損害賠償等含め、一切の金銭を甲に請求しないものとする。

※ 通知時期は、指定管理者の保護が意義であることに留意し、各施設の態様等に応じて個別に設定すること。(一概に妥当といえる通知時期の基準はない。)

(指定管理業務の引継ぎ)

第20条 乙は、指定期間が満了したとき、又は第18条の規定により指定を取り消されたときは、施設の管理業務が遅滞なく円滑に実施されるよう、後任の指定管理者に対して業務の引継ぎを実施しなければならない。

- 2 前項に係る引継ぎ方法、日時等については、別途協議する。

(協議)

第21条 この協定書について疑義のあるとき、又はこの協定書に定める事項を変更する必要があるときは、甲乙協議のうえ、そのつど決定する。

例

京都市〇〇〇の管理に関する協定書

- 1 施設名
- 2 所在地
- 3 指定期間

上記施設の管理について、京都市を甲とし、(団体名)を乙として上記事項及び次の条項により協定を締結する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、甲乙各自1通を保有する。

年 月 日

甲 住所

京 都 市

代表者

印

乙 住所

(団体名)

代表者

印

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第7条の規定に基づき、甲が乙に行わせる京都市〇〇〇（以下「施設」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務の範囲及び管理の基準)

第2条 乙が行う業務の範囲及び管理の基準については、京都市〇〇条例（以下「施設条例」という。）及び京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（以下「指定手續条例」という。）に定めるもののほか、別紙1の仕様書に定めるところによる。

(管理に関する費用)

第3条 乙は、施設の管理に要する費用を、施設の利用に係る料金収入をもって充てる。

2 乙は、施設条例第〇条に定める額の範囲内において、あらかじめ甲の承認を受けて、利用料金の額を定めなければならない。

3 乙は、利用料金の額を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

(事業報告書)

第4条 地方自治法（以下「法」という。）第244条の2第7項の規定により乙が作成し、甲に提出しなければならない事業報告書は、毎年度終了後60日以内（同条第11項の規定により指定管理者の指定を取り消された団体にあつては、その取り消された日の翌日から起算して60日以内）に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 使用料又は利用に係る料金の収入の実績
- (3) 管理に係る経費の収支状況
- (4) 自主事業の実施状況及び収支状況
- (5) その他管理の実態を甲が把握するために必要な事項

(報告義務)

第5条 乙は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、その旨及びその理由を甲に報告しなければならない。

- (1) 施設において、事故又は不祥事が生じたとき。
- (2) 法令の規定、本件指定の条件又はこの協定書に違反したとき。
- (3) 施設又は施設に係る物品が滅失し、又はき損したとき。
- (4) 施設の管理に関し、訴訟が提起されたとき、又は提起されるおそれがあるとき。
- (5) 乙の定款もしくは寄付行為又は登記事項に変更があつたとき。
- (6) 金融機関との取引が停止となつたとき。
- (7) 施設の管理業務に関して乙が有する債権に対し差押え（仮差押えを含む。）等がなされたとき。
- (8) 指定手續条例第3条第2項に基づいて提出した事業計画書その他の書類の重要な部分に変更があつたとき。
- (9) 京都市暴力団排除条例第9条、第10条第1項又は同条第2項の規定に該当する疑いのあるとき。

(10) その他施設の管理業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

2 前条又は前項に規定するもののほか、乙は、甲から施設の管理業務に関する報告を求められたときは、速やかに甲に報告しなければならない。

(利用者満足度等の把握)

第6条 乙は、甲と協議のうえ、利用者へのアンケート、モニター調査の実施等により、利用者の満足度、苦情等の把握を行い、少なくとも年1回以上、甲に報告しなければならない。また、甲又は乙は、その結果を受けて、甲乙協議のうえで改善に努めなければならない。

(地位の譲渡及び再委託の禁止等)

第7条 乙は、施設の指定管理者の地位及び業務に関して生じた権利又は義務を他人に譲渡してはならない。

2 乙は、業務の執行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、次の各号に掲げる事実行為に限り、第三者に委託することができる。

- (1) 施設内の清掃
- (2) 施設の浄化槽の清掃及び維持管理
- (3) 消防設備及び電気設備の維持管理及び点検
- (4) 施設の防犯及び警備
- (5) その他甲が必要と認める事項

(損害賠償)

第8条 乙は、次のいずれかに該当するときは、その損害を賠償しなければならない。

(1) 乙が業務を実施するうえで、甲又は第三者に損害を与えたとき。

(2) 乙の責めに帰すべき事由により、指定管理者の指定が取り消された場合において、甲又は第三者に損害を与えたとき。

2 乙の業務の実施に際し、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合において、甲が当該第三者に対して損害の賠償を行ったときは、甲は乙に対して、賠償額の全部又は一部を求償することができる。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、施設の利用者等に係る個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守するとともに、別紙2の個人情報保護に関する協定事項に従って取り扱わなければならない。ただし、乙が、当該協定事項に相当するものであると甲が認める規程を設けているときは、当該規程の定めるところにより取り扱うことができる。

(法令遵守)

第10条 乙は、業務の実施に関して、関係法令を遵守するとともに、公の施設の管理者に求められる社会的責任を果たすために、職員倫理の向上等のコンプライアンスに取り組まなければならない。

(災害発生時の対応)

第11条 乙は、地震、風水害、その他の災害(以下「災害等」という。)が発生したときは、施設及び設備の管理保全に努めるとともに、速やかに被害状況を甲に報告する。

2 乙は、災害等が発生したときは、甲の要請に応じて、施設を避難所、他都市応援職員宿泊施設、物資集配拠点、ボランティア活動拠点、遺体安置所等の災害対策拠点として提供するとと

もに、甲の災害対応活動に協力しなければならない。

(適正な労働環境の確保)

第12条 乙は、労働関係法令を遵守するとともに、施設の管理業務に従事する労働者の雇用の安定その他適正な労働環境の確保並びに維持及び向上に努めるものとする。

(情報公開)

第13条 乙は、施設の管理の業務に関して保有する情報の公開について、別紙3の情報公開に関する協定事項に従って取り扱わなければならない。ただし、乙が、当該協定事項に相当すると甲が認める規程を設けているときは、当該規程の定めるところにより取り扱うことができる。

(違約金)

第14条 乙は、指定期間の開始前に指定管理者の指定を辞退するとき、又は指定期間の開始後に正当な理由なく施設の管理の業務を廃止、若しくは休止するときは、甲に対し、違約金を支払わなければならない。

2 前項の違約金の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 指定管理者の指定を辞退し、又は施設の管理の業務を廃止したとき 〇〇〇円

(2) 施設の管理の業務を休止するとき 管理の業務を休止した日数1日につき〇〇〇円

(議会の議決)

第15条 この協定は、仮協定とし、甲及び乙は、法第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定に係る議案が議会において可決されたときは、本協定を締結する。

2 前項の議案が議会において可決されたときは、甲は、乙に対して指定書を交付しなければならない。

3 この協定書は、指定手続条例第5条第1項の規定による指定管理者の指定があったときに、本協定書となる。

4 第1項に定める条件が成就しなかったときは、甲乙双方共相手方に対し損害賠償等の要求は行わない。

5 第1項の議案が議会において否決されたときは、甲は、乙に対して、不指定処分を行わなければならない。

(仮協定の解除)

第16条 甲は、前条の規定にかかわらず、乙が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、指定管理者に指定しない旨の処分を行い、仮協定を解除することができる。この場合においては、乙は甲に対し損害賠償その他一切の要求は行わない。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当したとき。

(2) 京都市から京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けたとき。

(3) 法人税、法人市民税及び消費税等の租税又は労働保険料その他の負担金を滞納したとき。

(4) 会社更生法、民事再生法による更生又は再生手続の申立があったとき。

(5) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

(6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定されたとき。

(7) 指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関に認定されたとき。

- (8) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者であることが判明したとき。
- (9) 施設の管理業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
- (10) その他指定管理者に指定することが著しく不相当と認められるとき。

(乙の事情による指定の取消し)

第17条 指定手続条例第5条第1項の規定による指定管理者の指定後において、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当したとき。
- (2) 京都市から京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けたとき。
- (3) 法人税、法人市民税及び消費税等の租税又は労働保険料その他の負担金等を滞納したとき。
- (4) 会社更生法、民事再生法による更生又は再生手続の申立があったとき。
- (5) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。
- (6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定されたとき。
- (7) 指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関に認定されたとき。
- (8) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者であることが判明したとき。
- (9) 法令の規定、本件指定の条件又は本市との間で締結する協定書に記載された条件に違反したとき。
- (10) 法令の規定、本件指定の条件又は本市との間で締結する協定書の規定に基づき本市関係職員が行う報告の聴取、検査若しくは調査の実施を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は虚偽の報告を行ったとき、その他本市関係職員の指示に正当な理由がなく従わなかったとき。
- (11) 施設の管理業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
- (12) その他施設の管理業務を継続し難い事由があると認められるとき。

2 前項の場合において、甲が指定を取り消すとき、甲は、協定を解除する。

3 甲は、前項の規定により協定を解除したときは、乙に損害賠償の請求を行うことができる。

4 乙は、第2項の規定により協定の解除があったときは、甲にその損失の補償を求めることができない。

(甲の事情による指定の取消し)

第18条 前条第1項各号に掲げる場合のほか、甲は、本件施設の供用を休止し、又は廃止するとき並びに業務の範囲又は管理の基準の大幅な変更等により再指定が行われるときは、指定期間が終了するまでに、指定管理者の指定を取り消すことができる。

2 前項の場合において、甲が指定を取り消すときは、甲は、協定を解除することができる。

3 前条第4項の規定は、前項の規定により協定を解除した場合について準用する。

4 乙は、第2項の規定により甲が協定を解除した場合において、乙が損害を被ったときは、甲に損害賠償の請求を行うことができる。

<参考>施設のあり方検討を行っている場合などにおいて、指定取消しに伴う指定管理者からの損害賠償請求の法的リスクを下げるためには、第18条第4項を以下のように記載することが考えられる。

4 乙は、第2項の規定より・・・行うことができる。ただし、第1項の規定により甲が指定の取消しを行う〇箇月前までに、指定を取り消す旨を甲が乙に通知した場合、乙は損害賠償等含め、一切の金銭を甲に請求しないものとする。

※ 通知時期は、指定管理者の保護が意義であることに留意し、各施設の態様等に応じて個別に設定すること。(一概に妥当といえる通知時期の基準はない。)

(指定管理業務の引継ぎ)

第19条 乙は、指定期間が満了したとき、又は第17条の規定により指定を取り消されたときは、施設の管理業務が遅滞なく円滑に実施されるよう、後任の指定管理者に対して業務の引継ぎを実施しなければならない。

2 前項に係る引継ぎ方法、日時等については、別途協議する。

(協議)

第20条 この協定書について疑義のあるとき、又はこの協定書に定める事項を変更する必要があるときは、甲乙協議のうえ、そのつど決定する。

別紙 1

仕様書（記載すべき事項の一例）

注：「8 リスクの負担に関する事項」は必ず記載すること

- 1 施設の概要に関する事項
 - (1) 名称及び所在地
 - (2) 建築物（敷地）の概要
 - (3) 施設の運営理念等
- 2 業務の範囲に関する事項
 - (1) 指定管理者が行う業務
 - (2) 京都市が行う業務（指定管理者に行わせない業務）
- 3 管理の基準に関する事項
 - (1) 開所時間及び休所日
 - (2) 人員配置の基準
 - (3) 利用許可の基準
 - (4) 事業の実施に関する詳細事項
 - (5) 清掃、警備等に関する詳細事項
 - (6) 安全管理に関する事項
 - (7) 個人情報取扱いに関する事項
 - (8) 帳簿等の備置
 - (9) その他
- 4 物品の貸与及び管理に関する事項 ※¹
 - (1) 京都市が貸与する物品
 - (2) 指定管理者が準備すべき物品
- 5 施設の経理に関する事項
- 6 施設の修繕に関する事項 ※²
 - (1) 指定管理者の負担で行うべき事項
 - (2) 京都市の負担で行うべき事項
- 7 自主事業に関する事項 ※³
- 8 リスクの負担に関する事項※⁴
- 9 事故に伴う損害の賠償に関する事項※⁵
- 10 指定期間満了後の原状回復及び引継ぎに関する事項※⁶
- 11 障害者差別解消法に基づく不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供に関する事項※⁷
- 12 環境に配慮した取組の推進に関する事項※⁸

【※1 物品の貸与及び管理に関する事項】

具体的な物品名を挙げるとともに、物品に損傷があった場合の責任分担や、指定期間終了時の取扱いについても記載する。

<記載例>

(1) 京都市が貸与する物品

ア 指定管理者は、別紙○に示す物品（以下「備品（Ⅰ種）」という。）を管理業務の実施に必要な範囲内で使用できるものとする。

イ 指定管理者は、備品（Ⅰ種）を常に良好な状態に保たなければならない。

ウ 京都市は、備品（Ⅰ種）が経年劣化等により管理業務実施の用に供することができなくなった場合であって、必要があると認めたときは、新たに当該備品（Ⅰ種）を購入し、又は調達し、指定管理者が使用できるように提供するものとする。

エ 指定管理者は、故意又は過失により備品（Ⅰ種）を毀損滅失したときは、京都市との協議により、京都市に対しこれを弁償し、同等の機能及び価値を有するものを購入し、又は調達しなければならない。

オ 指定期間の終了等に伴い指定管理者が変更になる場合には、指定管理者は備品（Ⅰ種）を京都市又は京都市が指定する者に対して引き継がなければならない。

(2) 指定管理者が準備すべき物品

ア 指定管理者は、別紙○に定める物品（以下「備品（Ⅱ種）」という。）を自己の費用により購入又は調達し、管理業務の用に供しなければならない。

イ 指定管理者は、備品（Ⅱ種）が経年劣化等により管理業務実施の用に供することができなくなった場合には、新たに当該備品（Ⅱ種）を購入し、又は調達しなければならない。

ウ 指定管理者は、備品（Ⅱ種）のほか、必要に応じ購入又は調達した備品（Ⅲ種）を管理業務実施の用に供することができるものとする。

オ 指定期間の終了等に伴い指定管理者が変更になる場合には、指定管理者は備品（Ⅱ種）を京都市又は京都市が指定する者に対して引き継がなければならない。

また、備品（Ⅲ種）については、原則として指定管理者が自己の責任と費用で撤去し、又は撤収するものとする。ただし、京都市と協議のうえ、京都市又は京都市が指定する者に対して引き継ぐことができるものとする。

【※2 施設の修繕に関する事項】

施設の修繕については、本市と指定管理者の役割分担が特に問題になるので、次の例を参考に詳細に定める。

<記載例>

(1) 指定管理者の負担で行うべき事項

- ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による施設の損傷に係る修繕
- イ 経年劣化による施設の損傷に係る修繕のうち、1件〇万円未満のもの
- ウ 第三者の行為から生じた施設の損傷で相手方が特定できないものに係る修繕のうち、1件〇万円未満のもの

(2) 京都市の負担で行うべき事項

- ア 京都市の責めに帰すべき事由による施設の損傷に係る修繕
- イ 経年劣化による施設の損傷に係る修繕のうち、1件〇万円以上のもの
- ウ 第三者の行為から生じた施設の損傷で相手方が特定できないものに係る修繕のうち、1件〇万円以上のもの

【※3 自主事業に関する事項】

指定管理事業と自主事業は明確に区分する必要があるため、次の記載例を参考に、承認要件や手続きについて記載する。

※斜字部分は利用料金制の施設のみ必要に応じて記載

<記載例>

- (1) 指定管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、指定管理者が自ら提案した自主事業を実施することができるものとする。市民サービスの向上等を図るため、積極的な提案に努めること。
- (2) 自主事業を実施する場合は、本市に業務計画書を提出し、事前に本市の承諾を受けなければならない。その際、本市と指定管理者は必要に応じて協議を行うものとする。また、自主事業により経費（施設使用料等）を超える収益が生じる場合等には、利益の一部を市民に還元する仕組みを適切に検討するものとする。
- (3) 自主事業の実施に当たり、施設の一部を利用する場合は、本市の使用許可又は目的外使用許可を受けなければならない。また、使用許可による利用料は指定管理者の収入となり、実質的に無料で使用できるため、本市と協議のうえ、利用料相当額の市民還元の仕組みを適切に検討するものとする。

【※4 リスクの負担に関する事項】

＜記載例＞

施設の運営に関する基本的なリスク分担の方針は次のとおりとし、同表に定めのない事由が生じたときは、その都度、京都市と指定管理者で協議のうえ決定するものとする。

リスクの種類	内 容	負担区分	
		京都市	指定管理者
法令等の変更	指定管理者自身に影響を及ぼすもの		○
	施設の管理運営に影響を及ぼすもの	○	
経費の増大	京都市の指示に基づく業務内容の変更等	○	
	その他京都市以外の要因によるもの		○
不可抗力	自然災害等による業務の変更、中止又は延期	(その都度協議)	
協定の不履行	指定管理者の都合によるもの		○
	京都市の都合によるもの	○	
第三者への損害・傷害	業務の執行に伴うもの	○	○(注)
	施設及び設備等の瑕疵によるもの	○	
施設及び設備等の修繕	経年劣化、構造上の瑕疵による大規模修繕	○	
	指定管理者が故意又は過失により損傷させたもの		○
	上記以外	(その都度協議)	
苦情への対応	指定管理者の業務に関するもの		○
	上記以外	○	

(注) 京都市が損害の賠償を行った場合、指定管理者に故意又は重大な過失があるときは、京都市は指定管理者に対して賠償額を求償することができる。

【※5 事故に伴う損害の賠償に関する事項】

指定管理者は、損害賠償責任に対応するため、損害保険会社により提供されている賠償責任保険に加入する必要がある。次の記載例を参考に定める。

＜記載例＞

指定管理者は、管理業務を開始するまでに施設賠償責任保険の保険契約を締結し、指定の期間中、当該保険に引き続き加入していなければならない。

【※6 指定期間終了後の原状回復及び引継ぎに関する事項】

前払式支払手段（プリペイドカードや回数券等）及び予約金を徴収している施設については、指定管理者が変更となった際の事前徴収した収入（前払金）の帰属について、あらかじめ対応を定めておく必要がある。

【※7 障害者差別解消法に基づく不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供に関する事項】

<記載例>

指定管理者は、障害者差別解消法に基づく不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供などに関して、同法第11条の規定により主務大臣が定める対応指針（ガイドライン）を遵守するとともに、本市が策定した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する京都市対応要領」を踏まえ、適切に対応すること。

【※8 環境に配慮する取組に関する事項】

<記載例>

乙は、業務の実施に関して、環境に配慮した取組（環境マネジメントシステムの導入、省エネ・省資源、ごみの減量、グリーン購入、公共交通機関の利用、エコカーによる運搬等）の推進に努めるものとする。

個人情報保護に関する協定事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この協定による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）その他関係法令を遵守し、適切に取り扱わなければならない。

(用語)

第2条 この協定において使用する用語は、次に掲げるもののほか、法及び条例において使用する用語の例による。

- (1) 施設保有個人情報 乙が甲から指定管理者の指定を受けた施設の管理の業務上作成し、又は取得した個人情報であって、乙が組織的に利用するものとして、保有しているものをいう。ただし、文書等に記録されているものに限る。
- (2) 文書等 乙が施設の管理の業務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、乙が、組織的に用いるものとして保有しているものをいう。ただし、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

(保有及び管理の主体)

第3条 この協定による業務を処理するための個人情報の保有及び管理の主体は、乙とする。ただし、甲及び乙が相互に協議のうえ、別に定めを置くときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第4条 乙は、この協定による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の適正な管理)

第5条 乙は、施設保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるとともに、個人情報を適正に管理させるため、個人情報管理責任者を置かなければならない。

(個人情報の保管)

第6条 乙は、個人情報を秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。

- (1) 個人情報は、金庫、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。
- (2) 個人情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
- (3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報の正確性について、定期的に点検しなけ

ればならない。

(従事者への監督及び教育の実施)

第7条 乙は、この協定による業務の処理に関し、個人情報の保護に関して必要な事項について、従事者がこの協定を遵守するように監督するとともに、従事者を教育及び研修をしなければならない。

(派遣労働者への措置)

第8条 乙は、この協定による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、この協定に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報取扱事務の委託に伴う措置)

第9条 乙は、甲の承諾なく施設保有個人情報を取り扱う事務を委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾を得て個人情報を取り扱う事務の全部又は一部を委託するときは、その取扱いを委託された施設保有個人情報の安全管理が図られるよう、委託先に対してこの協定における安全管理措置を講じさせなければならない。委託先が再委託を行う場合を含み、以降も同様とする。

(取得の制限)

第10条 乙は、この協定による業務を処理するために個人情報を取得するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(取扱の制限)

第11条 乙は、この協定による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う権限を有する従事者及びその従事者に付与する権限を必要最小限のものとし、取り扱う権限を有しない従事者に個人情報の取扱いをさせてはならない。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第12条 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、この協定による業務に関して知り得た個人情報をこの協定による業務の目的以外の目的で利用し、又は第三者に提供してはならない。

(消去等)

第13条 乙は、この協定による業務を処理するための個人情報又は個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合は、甲の指示に従い、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該個人情報の消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。

(複製等の制限)

第14条 乙は、この協定による業務を処理するための個人情報の複製及び複写並びに個人情報が記録されている媒体の個人情報を取り扱う事務を実施する区域外への持ち出しをしてはならない。ただし、甲の指示又は承諾がある場合は、この限りでない。

(資料等の返還等)

第15条 乙は、この協定による業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された文書を、この協定の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去又は廃棄をするものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(点検及び実地検査等)

第16条 乙は、定期に、及び甲から報告を求められた場合は随時に、乙がこの協定による業務を処理するための個人情報の取扱状況及びこの協定の遵守状況について点検を実施し、甲に報告しなければならない。

2 甲は、乙がこの協定による業務を処理するための個人情報の取扱状況及びこの協定の遵守状況について、随時実地により乙に対して検査を行うことができる。

3 乙がこの協定による業務の処理を委託する場合は、乙を通じて、又は甲により前項の検査を実施する。委託先が再委託を行う場合を含み、以降も同様とする。

4 乙は、前3項に定める点検又は実地検査の結果、甲からこの協定による業務を処理するための個人情報の取扱いに関して改善を指示された場合は、その指示に従わなければならない。

(開示、訂正又は利用停止の請求があった場合の対応)

第17条 乙は、この協定による業務を処理するための個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求があった場合には、法及び条例に準じて対応する。

(費用の負担)

第18条 乙は、この協定に基づく開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る手数料は、徴収しない。

2 乙は、施設保有個人情報の写しの交付を行う時は、当該写しの交付に要する実費及び送付に要する費用を請求者に求めなければならない。

3 前項の写しの交付に要する実費の額は、乙が別に定める。

(甲への報告)

第19条 乙は、開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等を行ったときは、その旨を甲へ報告しなければならない。

(事故発生時等における対応)

第20条 乙は、この協定による業務の処理に関して個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を速やかに甲に報告し、その指示に従わなければならない。この協定の指定期間が終了し、又は指定取消しされた後においても同様とする。

2 乙は、この協定に違反した者に対し、法令又は内部規程その他関係規程に基づき厳正に対処しなければならない。

(苦情の処理)

第21条 乙は、乙が行う個人情報の取扱いに関して苦情の申出があったときは、迅速かつ適切にこれを処理するよう努めなければならない。

2 乙は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

(損害賠償)

第22条 乙は、この協定に違反したことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

情報公開に関する協定事項

(目的)

第1条 この協定事項は、京都市情報公開条例の趣旨にのっとり、本業務に係る情報の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(文書等の意義)

第2条 この協定事項において「文書等」とは、乙の役員又は職員（以下「役職員」という。）が施設の管理を行うに当たって作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、役職員が組織的に用いるものとして、乙が保有しているものをいう。ただし、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

(責務)

第3条 乙は、この協定事項の解釈及び運用に当たっては、文書等の公開を請求する市民の権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報の保護について最大限の配慮をしなければならない。

(公開請求)

第4条 乙は、何人に対しても、この協定事項の定めるところにより、乙の保有する文書等の公開の請求（以下「公開請求」という。）への対応に努めるものとする。

(公開請求の手続)

第5条 公開請求をする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を乙に提出するものとする。

(1) 公開請求をする者の氏名及び住所又は居所（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに事務所又は事業所の所在地）

(2) 文書等の名称その他の公開請求に係る文書等を特定するに足りる事項

2 乙は、公開請求をしようとするものに対し、当該公開請求に係る文書等の特定に必要な情報を提供するように努めるものとする。

3 乙は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、第1項の規定により公開請求書を乙に提出した者（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、乙は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

(文書等の公開)

第6条 乙は、公開請求があつたときは、当該公開請求に係る文書等に次に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該文書等を公開するものとする。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

(2) 法人（京都市、国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、地方公共団体及び地方独立行政法人並びにこれらに準じる団体を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると乙が認めることにつき相当の理由がある情報

(4) 甲等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に〈乙の株主、〉債権者若しくは市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 甲等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、甲等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

イ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ウ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

(6) 法令（条例を含む。）の規定により明らかに公開することができないとされている情報

（部分公開）

第7条 乙は、公開請求に係る文書等の一部に非公開情報が記録されている場合において、その部分を容易に、かつ、文書等の公開の請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いて当該文書等の公開するものとする。

2 公開請求に係る文書等に前条第1号の情報が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（文書等の存否に関する情報）

第8条 公開請求に対し、当該公開請求に係る文書等が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、乙は、当該文書等の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

（公開請求に対する決定等）

第9条 乙は、公開請求に係る文書等の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定（以下「公開決定」という。）をし、公開請求者に対し、書面により当該公開決定の内容を通知しなければならない。

2 乙は、公開請求に係る文書等の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る文書等を保有していないときを含む。以下同じ。）は、公開をしない旨の決定（以下「非公開決定」という。）をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 乙は、第1項の規定による文書等の一部を公開する旨の決定又は非公開決定をした旨の通知をする場合において、将来、当該文書等の全部又は一部を公開することができるようになることが明らかであるときは、その旨及び公開することができる時期を併せて示すものとする。

(公開決定等の期限)

第10条 公開決定及び非公開決定(以下「公開決定等」という。)は、公開請求があった日の翌日から起算して14日以内にななければならない。ただし、第5条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、乙は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限の特例)

第11条 公開請求に係る文書等が著しく大量であるため、公開請求があった日の翌日から起算して44日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、乙は、公開請求に係る文書等のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの文書等については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、乙は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの文書等について公開決定等をする期限

(公開決定に当たっての助言等)

第12条 乙は、公開決定等を行うに当たり、甲に対し必要な助言を求めることができる。

2 乙は、公開請求に係る文書等が甲から取得したものであるときは、甲と協議するものとする。

(公開請求に係る報告)

第13条 乙は、公開請求があったときは、甲に報告するものとする。

(第三者の権利の保護)

第14条 乙は、公開決定等を行うに当たっては、当該公開請求に係る文書等に第三者に関する情報が記録されている場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。

2 乙は、第三者に関する情報が記録されている文書等を公開しようとする場合であって、当該情報が第6条第1号イ又は第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、公開決定に先立ち、公開する情報に係る第三者に意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しないときは、この限りでない。

3 乙は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該文書等の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かななければならない。この場合において、乙は、公開決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(公開の実施)

第15条 乙は、公開決定を行ったときは、遅滞なく、公開請求者に対し当該文書等の公開をしなければならない。

2 前項の規定による文書等の公開は、次の各号の方法により行う。

(1) 文書又は図画の公開 閲覧又は写しの交付

(2) 電磁的記録の公開 電磁的記録を専用機器等により再生又は出力したものの視聴又は閲覧、あるいは電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付

3 写しの交付の方法により文書等の公開をする場合における当該写しの交付部数は、文書等の公開の請求に係る文書等1件につき1部とする。

4 閲覧の方法による文書等の公開をする場合は、乙は、当該文書等の保存に支障を生じるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(費用負担)

第16条 公開請求に係る手数料は、無料とする。

2 乙は、前条の規定により文書等の写しの交付を受ける公開請求者に対し、京都市情報公開事務取扱要綱に定める額を勘案し、乙が定める額の負担を求めることができる。

3 文書等の写しの交付を送付により行う場合は、京都市情報公開事務取扱要綱の定めに従って行うものとする。

(書面の様式)

第17条 文書等の公開に係る書面の様式は、京都市情報公開条例施行規則の規定に従う。

(文書等の管理)

第18条 乙は、この協定の適正かつ円滑な運用に資するため、文書等を適正に管理するものとする。

委員会・議員会での配布資料例

〇〇〇〇委員会（議員会）資料

〇〇年〇〇月
〇 〇 局

議第〇〇号「指定管理者の指定（〇〇〇〇館）」参考資料

1 施設の概要

(1) 所在地

京都市中京区〇〇〇町〇〇番地の〇

(2) 施設規模等

構 造 〇〇造地上〇階地下〇階建て 1棟

延べ床面積 〇〇平方メートル

定 員 〇〇人

2 指定期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 指定管理者の概要

団体名（代表者名）	株式会社〇〇〇〇（代表取締役 〇〇 〇〇）
主たる事務所の所在地	京都市下京区〇〇〇町〇〇番地の〇〇
設 立 年 月 日	
現 在 の 資 本 金	
事 業 概 要	
役 員	
他の本市施設での指定 管理の実績	〇〇〇〇館など〇〇件

当該施設を除いた数

4 事業計画及び収支計画の概要

(1) 事業計画の概要

(2) 収支計画の概要

(単位：円)

		〇年度	〇年度	〇年度	〇年度
収 入	委託料				
	利用料(※)				
	収入合計				

支 出	人件費				
	事業費				
	支出合計				

※利用料金の設定案

	設定案	(参考)	
		現行	条例に定める上限
会議室	400円/1時間	300円/1時間	400円/1時間
駐車場	200円/30分	200円/30分	200円/30分

5 選定の概況

非公募の場合は、
参考2を参照

(1) 応募団体及び選定理由

応募 団体数	応募団体名 (50音順、太字が 指定管理者)	選定理由の概要
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体名 ・ 団体名 ・ 団体名 	

(2) 審査結果一覧 (50音順、太字が指定管理者)

審査項目	配点	株式会社〇〇 〇〇〇〇	財団法人〇〇 〇〇〇〇	社会福祉法人 〇〇〇〇
応募団体の概要				
施設の管理運営方針				
事業実施				
サービス提供体制				
運営経費				
合計				

全ての応募者の審査結果を掲載する

注 指定管理者を選定することを目的として、選定委員会で検討した選定基準に基づき評価した結果であり、応募団体の経営状況やサービスの質の格付けを意味するものではない。

指定候補者がグループ応募の場合の記載（例）

1 議案

議案の「指定管理者」欄には、グループ名と所在地（一般的には代表団体の所在地になると思われるが、別途グループとしての所在地がある場合には、その場所）を記載する。

なお、議案の決定書には、「提案理由」欄にグループの構成団体が分かるよう記載する。

2 議案説明資料

議案説明資料の「1 指定管理者及び指定期間等」の「指定管理者」欄には、グループ名を記載する。

3 委員会（議員会）資料

委員会（議員会）資料の「3 指定管理者の概要」欄、「各指定管理者の役員名簿」欄は次の例を参考に記載する。

＜例＞株式会社A、社団法人B、C組合の3団体が、Aを代表団体としてD共同事業体という名称のグループを結成し、E会館の指定候補者になった場合

基本は代表団体の所在地だが、グループの所在地が別途定められている場合はその場所を記載

グループの設立年月日を記載

グループとしての資本金は特になくはないと思われるが、もし何かあれば記載

グループとしての役員が別途定められているような場合は、グループの役員名簿のみ記載

代表団体の代表者名を記載

3 指定管理者の概要

団体名（代表者名）	D共同事業体（株式会社A 取締役社長 ○○○○）
主たる事務所の所在地	京都市○○区○○町○○番地（代表団体の所在地）
設立年月日	平成○年○月○日
現在の資本金	なし
事業概要	株式会社A、社団法人B、C組合の3団体からなるグループ（代表団体：株式会社A）を設立し、下記の事業を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ E会館の管理運営受託 ・ ○○○○に関する普及・啓発事業 ・ その他○○○○に関し必要な事業の実施
役員 （単独施設の場合のみ）	<株式会社A> 代表取締役 ○○○○ 取締役 ○○○○、○○○○、○○○○、○○○○ 監査役 ○○○○、○○○○、○○○○、○○○○ :

	(以下同様に全構成団体の役員名簿を記載)
他の本市施設での 指定管理の実績	〇〇〇〇館など〇〇件 (D共同事業体) 〇〇〇〇館など〇〇件 (株式会社A) 〇〇〇〇センターなど〇〇件 (C組合)

個々の構成団体
での実績も記載

各指定管理者の役員名簿 (単独施設以外の場合)

団 体 名	役 員
D共同事業体(議第〇〇 号、〇〇号、〇〇号、〇 〇号)	<株式会社A> 代表取締役 〇〇〇〇 取締役 〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇 監査役 〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇 : (以下同様に全構成団体の役員名簿を記載)

グループとしての役員が別途定めら
れているような場合は、グループの
役員名簿のみ記載

非公募で選定した場合の記載（例）

1 議案説明資料

「1(4)応募団体数」の記載を除き、資料中の「応募団体」を「申請団体」とする。

2 委員会（議員会）資料

- ・ 資料中の「応募団体」を「申請団体」とする。
- ・ 「5(1)応募団体及び選定理由」は、次の例を参考に、「5(1)非公募の理由」とする。

<記載例>

5 指定管理者の概要

(1) 非公募の理由

〇〇〇〇〇〇〇〇〇（施設名）は、……………のため、□□□□□□□□□□（団体）が運営することが最も合理的であり、学識経験者等で構成する〇〇〇〇〇〇〇〇〇（選定委員会名）における意見聴取の結果、当該施設については公募を行わず当該団体を指定管理者に選定することとした。

なお、非公募施設についても、公募施設と同様に、〇〇〇〇〇〇（選定委員会名）の意見を聴取し、審査を行った。

選定結果等の公表例

(広報資料)

○年○月○日

○ ○ 局
 (○○部○○○○課)
 (○○○-○○○○)

京都市○○○○○○○（施設名）の指定管理者の候補となる団体の選定結果について

この度、京都市では、「京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例」に基づき、「京都市○○○○○○○○○○○○（施設名）」（○年○月○日管理開始予定）の指定管理者の候補となる団体（以下「指定候補者」という。）について、公募を行い、学識経験者等で構成する○○○○○○○○（選定委員会名）における意見聴取の結果、下記のとおり選定しましたのでお知らせします。

なお、選定された指定候補者については、指定候補者を指定管理者とする議案を○月市会に付議し、可決された場合には、指定期間開始時から本施設の運営に当たることとなります。

記

1 施設概要

(1) 施設名

○○○○○○○○○○○○

(2) 所在地

京都市○○区○○○○○

(3) 施設規模等

敷地面積 ○○○○平方メートル

延べ床面積 ○○○○○平方メートル

2 指定候補者

(1) 団体名

□□□□□□□□□□

(2) 代表者名

○○○○

(3) 主たる事務所の所在地

○○○○○○○○○○

3 指定期間（予定）

○年○月○日～○年○月○日

4 公募の概況

(1) 応募団体数

○団体

(2) 応募団体名（50音順）

○○○○○○○○株式会社

株式会社○○○○○○○○

□□□□□□□□□□

○○○○○○○○○○○○

(3) 募集日程

要項及び申請書類様式の配布	○年○月○日
質疑の受付	○年○月○日
質疑の回答	○年○月○日～○月○日
応募の受付開始	○年○月○日
応募の受付締切り	○年○月○日
書類選考等	○年○月○日～○月○日
意見聴取の実施	○年○月○日

5 選定委員会委員

(敬称略)

	氏名	役職等
委員長	○○○○	○○○○○○○○
委員	○○○○	○○○○○○○○
	○○○○	○○○○○○○○
	○○○○	○○○○○○○○

6 選定の概況

京都市○○○○○○○○○○○○○○○○（施設名）の指定管理者募集要項（○年○月○日広報発表）に基づき、すべての応募団体について評価を行い、指定候補者として最もふさわしいと評価された□□□□□□□□□□□□（団体名）を選定したものです。

(1) 選定理由について

○○○○○○○○（選定委員会名）において、応募団体の概要、施設の管理運営方針、事業実施、サービス提供体制、運営経費等の審査基準に基づいて総合的に評価し、選考を行いました。その結果、次の理由により□□□□□□□□□□□□（団体名）が、指定候補者とするにふさわしい団体であると評価されました。

(例)

選定委員会による評価

- ・ 運営経費については、すべての応募団体がコスト削減に取り組んでおり、委託費については指定候補者も含めほとんど差がない状況でした。
- ・ 事業の企画実施については、指定候補者の提案が、他の団体の提案と比べ具体的であり、〇〇〇〇〇の振興を図るという施設の管理運営方針に沿った内容となっており、他の団体の提案と比較して総合的に優れているという評価がされました。
- ・ サービス提供体制についても、指定候補者は、コスト削減を図る一方で、提案の中では最も充実した体制で管理運営に当たることとしています。

(2) 審査結果一覧

審査結果については以下のとおりです。

(審査項目ごとの表示例)

審査基準	配点	(株)〇〇	△△ (株)	(財)□ □	(福)〇 〇
応募団体の概要	10点	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
施設の管理運営方針	20点	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
事業実施	25点	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
サービス提供体制	25点	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
運営経費	20点	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
合計	100点	89.5点	82.3点	79.8点	75.5点

(太字は指定候補者)

落選団体も含め、全応募団体の得点を実名で公表します。

(京都市公の施設の指定管理者申請用)

水道料金・下水道使用料納付証明請求書

年 月 日請求

(宛先) 京都市公営企業管理者上下水道局長
(京都市上下水道局総務部 営業所)

請求者 住 所

氏 名

京都市公の施設の指定管理者申請に使用するため、下記の水道料金、下水道使用料の納付証明を請求します。

検針区	使用者コード	水栓番号	使用 者 名

(注) 検針区、使用者コード、水栓番号及び使用者名の欄は、領収書又は水道使用水量のお知らせに記載されている内容を正確に記入してください。

水道料金・下水道使用料納付証明書

上記の使用者について、水道料金、下水道使用料の未納額はありませぬ。

年 月 日

京都市公営企業管理者上下水道局長 ⑩

水道料金・下水道使用料納付証明書の請求について

京都市公の施設の指定管理者申請（以下「管理者申請」といいます。）における、本市の水道料金・下水道使用料に係る納付証明書（以下「納付証明書」といいます。）の請求については、この手引きをお読みいただき、別紙の「水道料金・下水道使用料納付証明請求書（京都市公の施設の指定管理者申請用）」（以下「証明請求書」といいます。）に必要事項を記入のうえ、証明手数料（1件350円）持参のうえ、納付証明書の発行窓口へ請求してください（郵送では受付できません。）。

1 納付証明書の提出が必要となる者

京都市に水道の使用者名義を有する者（管理者申請をする者が法人の場合にあつては法人名義のもの、個人の場合にあつては代表者名義のもの）

なお、管理者申請をする者が、京都市内に、事務所又は事業所等（以下「事務所等」といいます。）を有しない場合や、テナント・ビル、マンション等に設置されているため、直接に水道の使用者名義のある事務所等を有しない場合（家主に支払う賃借料（共益費）に水道料金等が含まれている場合など）には、納付証明書の提出は必要ありません。

2 対象になる事務所、事業所等

京都市内に所在する事務所等で、水道の使用者名義が申請対象になっているもの

なお、京都市内に複数の事務所等を有する場合は、すべての事務所等について納付証明書の提出が必要になります。ただし、工事現場等における臨時栓については、対象になりません。

3 証明請求書の記入に際しての注意事項

- (1) 「あて先」の欄には、請求する営業所名（所管地域の営業所名：別添「京都市上下水道局営業所等一覧」参照）を記入してください。納付証明書の請求先営業所が複数におよぶ場合には請求先営業所ごとに作成し、それぞれの請求先営業所で証明を受けてください。
- (2) 「請求者」の欄には、請求者の所在地、名称及び代表者名（個人の場合にあつては、住所及び氏名）を記入してください。
- (3) 「検針区」、「使用者コード」、「水栓番号」及び「使用者名」の欄には、領収証^{*}又は水道使用水量のお知らせに記載されている内容を正確に記入してください。
※ 領収証の使用場所下部に記載のものが使用者名となります。

4 納付証明書の請求先

- (1) 納付証明書の請求は請求先営業所で行うようにしてください。他の担当営業所での証明はできませんので、ご注意ください。
- (2) 複数の営業所で証明を受ける必要が生じた際には、京都市上下水道局お客さま窓口サービスコーナーにて一括で請求することができます。ただし、請求書は請求先営業所ごとに作成してください。

なお、窓口サービスコーナーで証明請求を行った際には、当日に発行することができないため、後日受け取りに行ってくださいこととなりますのでご了承ください。

5 その他

- (1) 受付期間の後半は、窓口が混雑することがありますので、お早めに請求してください。
- (2) 納付証明請求書の用紙が2通以上必要となる場合は、コピーして使用してください。

京都市上下水道局営業所等一覧

担当地域	検針区の 1桁目	営業所名	所在地	電話番号
東山区・山科区 伏見区の醍醐支所管内	1	東部営業所	山科区柳辻西浦町1番地の11 (八反畑バス停西入ル)	592-3058
北区・上京区 中京区・左京区	2・3 5	北部営業所	左京区高野竹屋町4番地の1 (川端北大路東入ル上ル)	722-7700
右京区・西京区	0・4	西部営業所	右京区太秦安井一町田町14 (右京区役所を東へ約200m)	841-9184
下京区・南区 伏見区(醍醐支所管内 を除く)	6・7 8	南部営業所	伏見区鷹匠町33 (伏見区役所西向かい)	605-2011

- 複数の営業所で証明を受ける必要が生じた際には、京都市上下水道局お客さま窓口サービスコーナーにて一括で請求することができます。ただし、請求書は請求先営業所ごとに作成してください。

なお、窓口サービスコーナーで証明請求を行った際には、当日に発行することができないため、後日受け取りに行ってくださいこととなりますのでご了承ください。

名 称	所 在 地	電 話 番 号
上下水道局お客さま窓口 サービスコーナー	南区上鳥羽鉾立町11番地3	672-7770

年 月 日

京都市長 宛

団体名 ○○○○○○○○

代表者 ○○ ○○

(施設名) における利用料金の承認申請について

(施設名) の利用料金について、○○条例第○条第○項に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 利用料金

2 適用日

年 月 日

団体名 ○○○○○○○○

代表者 ○○ ○○ 様

京都市長 ○○ ○○

(施設名) における利用料金の承認について

年 月 日付けで承認申請のあった (施設名) の利用料金について、○○条例
第○条第○項に基づき、下記のとおり承認します。

記

1 利用料金

2 適用日

令和4年12月20日

京都市長 宛

団体名 ○○○○○○

代表者 ○○ ○○

京都市○○センターにおける利用料金の承認申請について

京都市○○センターの利用料金について、京都市○○センター条例第○条第○項に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 利用料金

	料金	備考
会議室	250円/時間	現行から変更なし
駐車場	200円/回	現行の150円/回から変更

2 適用日

令和5年4月1日

令和5年1月5日

団体名 ○○○○○○○○
代表者 ○○ ○○ 様

京都市長 ○○ ○○

京都市○○センターにおける利用料金の承認について

令和4年12月20日付けで承認申請のあった京都市○○センターの利用料金について、京都市○○センター条例第○条第○項に基づき、下記のとおり承認します。

記

1 利用料金

	料金	備考
会議室	250円/時間	現行から変更なし
駐車場	200円/回	現行の150円/回から変更

2 適用日

令和5年4月1日